

# 経済産業省

平成20・04・24商第4号

電気用品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

平成20年5月1日

経済産業大臣 甘利 明

電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下「法」という。）及び電気用品安全法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号。以下「施行規則」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準及び同法第12条第1項の処分基準は次のとおりとする。

なお、平成19・12・12商第1号「電気用品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」は廃止する。

## 第1 申請に対する処分

### 1. 審査基準

#### (1) 特別承認

法第8条第1項第1号又は第27条第2項第1号の規定による電気用品の特定用途の特別承認（法第8条第1項ただし書により検査を必要とせず、また、法第27条第2項により表示を付さずに販売できる承認をいう。以下「特別承認」という。）の審査基準は、次のいずれかに該当し、かつ、特別承認に係る電気用品が確実に特定用途に供せられる場合（アからオまでのいずれかに該当する場合にあっては、当該特別承認に係る電気用品が、特定用途に供するために特殊な設計をすることが必要であると認められ、かつ、一定数量の範囲内である場合に限る。）とする。

ア 外国旅行者、外国人観光客のみやげ用モデル（ツーリスト・モデル）であって、外国の規格に適合しており、外国で使用されることを前提に国内で販売される場合

イ 特定の工作機械に若干の特殊な設計を施したモーターを使用する場合（特殊な保護装置を設ける場合）

ウ フロアダクトを天井吊りとして施設するため、特殊な設計とする場合（防水装置を省略する場合）

エ スタジオ照明用制御盤のタンブラースイッチの使用に適した設計を施す場合（極間を小さくし、3極式とする場合）

オ 特定の場所に使用するため、電線管を特殊な設計とする場合（厚さを特にうすくする場合）

カ 電気楽器、電子楽器、音響機器、写真焼付器、写真引伸機、写真引伸機用ランプハウス及び映写機（以下「電気楽器等」という。）のうち、当該電気楽器等が既に生産が終了しており、他の電気楽器等により代替することができず、かつ、希少価値が高いもの（電気用品安全法附則第6条並びに電気用品安全法施行令（以下「施行令」という。）附則第8項及び第9項により法第10条第1項の規定により付された表示とみなされる場合を除く。）を、その取扱いに慣れた者に対して国内で販売する場合

キ 法による規制対象以前に生産された電気スタンド、その他の白熱電灯器具、電灯付家具、コンセント付家具であって、主に装飾・観賞を目的とした古美術品としての希少価値を有して取引されるものに、法第8条第2項で定めるものと同様の検査を行い、その検査記録を作成し、安全性を確保したうえで、国内で販売する場合（法第10条第1項の規定により表示が付された場合及び電気用品安全法附則第6条並びに施行令附則第8項及び第9項により法第10条第1項の規定により付された表示とみなされる表示が付された場合を除く。）

ク アからキまでに掲げるもののほか、特定用途に供せられるものと特に認められる場合  
(2) 施行規則第17条第2項の規定による略称の承認

施行規則第17条第2項の規定による略称の承認に係る基準は、次のとおりとする。

ア 申請された略称が、他の届出事業者が届け出た登録商標（電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令（平成13年経済産業省令第20号）による改正前の電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）第24条第2項又は第24条の12第2項の規定によりなされた届出に係るものを含む。）と同一か類似していないこと。

イ 申請者の氏名又は名称が、申請された略称と同一の略称を有する他の者の氏名若しくは名称と同一である場合を除き、他の届出事業者の氏名若しくは名称又は既に承認された略称（電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気用品取締法施行規則第24条第2項又は第24条の12第2項の規定によりなされた承認に係るものを含む。）と同一のものでないこと。

ウ 申請された略称が、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称と同一のものでないこと。

エ 申請された略称は、名称を簡潔に省略したもので、その略称により容易にその名称が察知できること。単なる図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合でないもの。

## 2. その他

法第9条第1項の規定による国内登録検査機関及び外国登録検査機関の登録（法第32条の規定による国内登録検査機関及び外国登録検査機関の登録の更新を含む。）については、法第31条第1項に登録の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

## 第2 不利益処分の基準分

- ( 1 ) 法第 1 1 条の規定による届出事業者に対する改善命令  
法第 1 1 条の規定による届出事業者に対する改善命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。
- ( 2 ) 法第 1 2 条の規定による届出事業者に対する表示の禁止  
法第 1 2 条の規定による届出事業者に対する表示の禁止については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。
- ( 3 ) 法第 4 0 条の規定による国内登録検査機関に対する適合命令  
法第 4 0 条の規定による国内登録検査機関に対する適合命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。
- ( 4 ) 法第 4 0 条の 2 の規定による国内登録検査機関に対する改善命令 ( 法第 5 2 条第 1 項の申請があった場合に同条第 2 項により行う場合を含む。 )  
法第 4 0 条の 2 の規定による国内登録検査機関に対する改善命令については、同条に処分の基準が定められているが、法第 3 3 条中「正当な理由」とは、天災により設備が破損していること、所定の検査料金の支払いがないこと等をいい、同条第 2 項中「公正に」とは、検査の料金、検査の順序等について不当な差別的取扱いがないこと等をいう。
- ( 5 ) 法第 4 1 条の規定による国内登録検査機関の登録の取消し等  
法第 4 1 条の規定による国内登録検査機関の登録の取消し等については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。  
なお、同条第 2 号中、法第 3 3 条の規定については、上記 ( 4 ) の解釈を準用する。
- ( 6 ) 法第 4 2 条の 4 第 1 項の規定による外国登録検査機関の登録の取消し  
法第 4 2 条の 4 第 1 項の規定による外国登録検査機関の登録の取消しについては、同項各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。  
なお、同条第 2 号中、法第 3 3 条の規定については、上記 ( 4 ) の解釈を準用する。
- ( 7 ) 法第 4 2 条の 5 の規定による届出事業者等に対する危険等防止命令  
法第 4 2 条の 5 の規定による届出事業者等に対する危険等防止命令については、同条に処分の基準が定められているが、「当該危険又は障害の拡大を防止するため特に必要があると認められる場合」とは、例えば、技術基準に適合しない電気用品が販売されること等により、当該電気用品の製造工程の改善を命ずること等ではそのような事故が不特定多数の者に発生することを防止できず、当該製品の回収を命ずること等の対応が必要であると認められる場合をいう。
- ( 8 ) 法第 4 6 条の 2 第 1 項の規定による製造事業者等に対する電気用品の提出  
法第 4 6 条の 2 第 1 項の規定による製造事業者等に対する電気用品の提出については、同項に処分の基準が定められているが、「その所在の場所において検査をさせることが著しく困難である」とは、その場所に検査設備がない場合、検査に長時間を必要とする場合、検査設備が大規模又は精密なものであるためその場所に搬入することが困難である場合等をいう。